

## 第 8 回

### 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

## 第8回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和5年12月15日（金）

10：30～12：00

場所：農村振興局第1会議室

### 会 議 次 第

1. 開 会
2. 農村振興局長（農村政策部長）あいさつ
3. 議 事
  - （1）第5期対策最終評価の方法について
  - （2）令和4年度実施状況及び中山間地域等直接支払制度をめぐる事情について
  - （3）その他
4. 質 疑
5. 閉会

10時30分 開会

○**地域振興課長** 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、ただいまから中山間地域等直接支払制度に関する第8回第三者委員会を開催いたします。

私は、9月1日で地域振興課長に着任しました山本でございます。本日はよろしく願います。

議事に先立ちまして、佐藤農村政策部長から挨拶をさせていただきます。

○**農村政策部長** 皆様、おはようございます。農村政策部長の佐藤でございます。

師走のお忙しい中、凶司委員を始め委員の皆様方には御多忙の折、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、最初におわびですけれども、本日他の業務が立て込んでおりまして、農村振興局長が欠席をさせていただきますとともに、私もこの後、別な案件で一度抜けさせていただいて、最後の方にまた、もう一度戻ってまいりたいと思っております。先生方の御議論を一緒にお伺いできず申し訳ございませんが、お許しいただければと思います。

令和5年ももうすぐ暮れるということで、来年、令和6年はこの中山間地域等直接支払制度第5期対策の最終年度を迎えることとなります。令和7年度からの次期対策につきまして、本格的に検討を始めなければいけない時期が、あっという間にやってきたということになります。

そういう意味で本日は、まず来年8月の最終評価に向けて、どういったことをやっていくのかということ。もう一つは、正にこの中山間地域等直接支払制度の現状と課題を、委員の皆様方にはおさらい的にはなってしまうんですけれども、改めて整理をさせていただいた上で、その今後の方向性について、御議論を頂きたいと思っておりますのでございます。

御案内のとおり、今我々の方では、食料・農業・農村基本法の見直しに向けて検討を進めておりまして、先の通常国会には改正法案を提出する方向で、検討作業が終盤に差し掛かっているところでございます。現行の食料・農業・農村基本法は御案内のとおり、中山間地域に関しては35条という条文で中山間地域等の振興ということをしつかりと位置づけているところです。このことは、法律が改正されたとしても、当然ながらしっかりと残っていくわけですし、それに基づいて、引き続き我々も中山間地域の振興に取り組んでいくということは、変わりがないということを申し上げます。ただ一方で、皆さん御存じのとおり、人口減少・高齢化という急速な我が国の社会の変化の中で、やはり農地の維持とい

うことだけではなくて、農村集落の維持自体が非常に困難になっていくことが予想されます。特に中山間地域においては、そのスピードが加速化していくことが避け難い状況になる中で、農業・農村をどうやって維持していくのか。この中で、中山間地域等直接支払制度というのは、引き続き、今まで以上に大きな役割を担っていかなければいけないものになるのではないかと、というふうに考えているところでございます。

本日、お配りしている資料2というのが制度をめぐる事情になりますけれども、この最後のページに、中間年評価等の際にこの第三者委員会、それから道府県レベルの第三者委員会で頂いております、特徴的な意見をまとめさせていただいております。この御意見は、本当にどれ一つとっても大変重要な御指摘だと思っております。我々としましては、こうした先生方の御意見も踏まえながら、また我々もそうですけれども、地方農政局等はじめ、現場にお話を聞く機会もこれまでもありました。そうしたところで頂いた意見なども踏まえながら、よりよい制度に次期対策ではしていくために、委員の皆様方と是非連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

今日は短い時間ではありますが、忌憚のない御意見を頂きますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○地域振興課長 ありがとうございます。

佐藤部長は所用により一時離席いたします。

本日は会場での出席、ウェブでの出席によるハイブリッド方式により開催しております。橋口委員と星野委員におかれましては、ウェブでの御参加になります。また、竹田委員が御欠席となります。

委員の紹介につきましては、お配りしている参加者名簿の配付により代えさせていただきますと思います。

また、本日の資料は配付資料一覧にありますとおり、資料1から資料3までの3種類となっております。傍聴の方におかれましては、事前に御案内させていただいておりますとおり、農林水産省のホームページに資料が掲載しておりますので、そちらを御確認ください。

また、会議の開催に当たりまして、幾つかお願いがございます。本日の委員会は一般の方にもウェブで傍聴できるよう公開で行っておりますが、発言は委員のみとさせていただきます。傍聴者の方につきましては、マイクをオフにさせていただくようお願い申し上げます。また、委員におかれましても、発言時以外はマイクをオフにさせていただきます。

ようお願いいたします。

議事録につきましては、委員の皆様にご確認をさせていただいた上で、後日公開をしたいと思います。

本日の議題につきましては、議事次第にありますとおり、第5期対策の最終評価の実施についてと令和4年度の実施状況、中山間地域等直接支払制度をめぐる事情についてという二つになります。会議の終了は12時を予定しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

それでは、議事を開始いたしますが、ここからは本委員会の委員長であります図司委員に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**○図司委員長** 皆さん、おはようございます。委員長を務めております法政大学の図司です。年末も12月暮れてきておりますけれども、今年は秋が温かかったせいか冬が来ているか、年末が来ているか、よく分からないような状況になっておりますけれども、先ほど部長からも御挨拶いただきましたが、来年が結構大事な年になってくるということで、今日は委員の皆さんと闊達に、しっかり議論を進めてまいりたいと思います。どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

今日の議事については、先ほど御紹介いただいたとおり、一つ目として、第5期対策の最終評価の実施について、そして二つ目に、令和4年度実施状況及び中山間地域等直接支払制度をめぐる事情について御報告を頂くということになっております。

まず、事務局の方から一括して御説明を頂いて、その後、委員の皆さんと議論という形で進めさせていただきます。時間が限られておりますので、事務局からの説明についてはポイントを絞って御説明いただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

**○地域振興課長補佐（直接支払企画班）** 皆さん、おはようございます。井上です。よろしくお願いいたします。

では、まず資料1の中山間地域等直接支払制度第5期対策最終評価の流れと内容についてということで、2ページ目をお開きください。

最終評価の体系とスケジュールということで、まず最終評価の目的でございます。先ほどから話にありますように、来年8月が最終評価ということになっておりますけれども、それに向けて、まずは今年8月の第三者委員会の際に御議論いただきました中間年評価、この中で各集落協定の取組が不十分として、市町村が取組に対して△とか×を付けた協定に対して、今市町村の方からフォローアップをしていただいております。その結果がどう

なっているのかというのをしっかり捉えて、第5期対策の協定活動の実施状況を最終的に評価する。どれだけの協定がちゃんと目標を達成しているか、それぞれの項目ごと、例えば加算の目標を達成しているかどうかとか、そういうのがいくらできているのかというようなことを、しっかり評価していきます。

もう一つは、令和7年度からの次期対策に向けて、先ほど部長の挨拶にもありましたけれども、人口減少・高齢化が進む中で、市町村としてどういう方針でこの制度に対応して行こうと考えられているのか。市町村によっても状況は様々だと思いますけれども、どういう考えの下で、この制度に取り組んでいこうと考えているのかということ、しっかり把握したいと考えています。

あわせて、前回の委員会でも委員の先生方から、中間年評価の内容をしっかりと掘り下げて分析してはどうかという提案もありましたので、この中間年評価の内容を詳細に分析して、これらをもってしっかり次期対策の見直しに反映していきたいと思っております。

それぞれの体系としては、集落段階は目標達成に向けて、引き続き頑張ってください。市町村段階は、集落協定が目標達成できるように、しっかり指導・助言を引き続き行っていただく。あと、先ほど言いました市町村がどういう考えの下で、次期対策に挑むのかということ、アンケート調査で把握する。そういったものを踏まえて、都道府県の第三者委員会で評価していただき、最終的に来年の8月末までに、国の第三者委員会を開いて、第5期対策の評価をするという流れになっております。

次の第三者委員会は来年6月ぐらいに開催し、最後に8月に開催というような予定にしているところです。

ちょっとページを飛んでいただきまして、5ページ、4の最終評価の各項目ごとのねらいとあります。これは先ほど説明した部分になりますけれども、オレンジの枠で囲っています1～4のうち、取組が不十分な協定に対するフォローアップをしていきますよというのが1番目。

2番目は、先ほどの説明には入れていませんけれども、5期対策における農用地減少防止等の効果ということで、これは第2期対策から当時の第三者委員の先生の御指導も受けながら、定量的な評価というのをしております。まず①は、農用地の減少防止効果ということで、センサスを活用して定量的な評価をするんですが、直接支払を実施している集落に類似する農業集落をセンサスから取り出して、その経営耕地面積の5年間の増減がどうなっているかということから推計します。第4期対策でいえば、この制度によって7.5万

ヘクタールの農用地の減少防止の効果があつたというふうに、評価していただいております。

②は、この制度の目的でもあります耕作放棄地の発生防止の効果ということで、7.5万ヘクタールについて、耕地及び作付面積統計調査で調べております、耕作放棄による改廃率、この5年間でどのくらい改廃しているかというのを乗じて算出します。第4期対策でいえば、この制度がなければ、3.9万ヘクタールの農地が荒廃していたであろうという評価をしております。

3番目、これも先ほど言いました、今回初めて行うアンケートです。具体的には後ほど説明しますが、まず一つは、市町村が今どういう農業、また農村振興対策に力を入れていて、人口減少・高齢化が進む中で、10年後にはどういうことに力を入れようと考えているのか。現在と今後どう変わっていくのかというところをしっかりと捉えて、中山間直拵だけではなく、中山間対策として、そこを活用していきたいと考えております。

もう一点は、次期対策の取組方針ということで、これは次のページで説明させていただきます。

あと、4番目として、中間年評価の詳細な分析ということで、中間年評価で出た結果と、毎年実施状況を調査していますけれども、それを紐付けてクロス集計をします。例として書いていますけれども、次期対策に向け、継続意向とか廃止意向の協定がありますけれども、そういった協定の参加者がどういう人たちで、どのくらいいるのか。また加算に取り組んでいるような前向きな協定が、やっぱりもう駄目だということで、廃止の意向があるのか。そうではなくて、加算にも取り組めないようなところが廃止の意向を持っているのか。そういったことをちゃんと分析して、力を入れるところとかというのを、見ていきたいなと思っております。

具体的にどういうアンケート調査をするかというのが6ページ、7ページになります。アンケートの目的のところは先ほども言いましたので、ここは省略させていただきます。

まず1の、市町村の中山間地域の農業・農村振興対策ということで、今どういう対策について重点を置いて実施しているのか。今後10年後を見据えてどういうことが必要と考えているのか。ということで、優先順位の高い項目を5項目選択していただきます。複数選んでいただくと、どれが市町村で優先度が高いのかというのが見えないので、優先順位の高いものを選択していただきます。担い手対策だとか、担い手の農地集積だとか、機械・施設の整備の支援、基盤整備、生活支援とか、スマート農業とか、いろいろそういった項

目を今考えているところです。

次の2になりますけれども、これは次期対策の方針をどう考えているかということで、先ほども言いましたように、人口減少・高齢化が進み、当然集落協定の参加者もどんどん高齢化して減っているという中で、これまでと同じように活動ができなくなっている。もう既に限界に来ていると思います。このような状況下、これまでと同様に農地を維持、耕作することもできない、共同活動を継続することもできない、事務手続も大変だという集落協定がこれから更に増えてくるだろうという中。市町村としてはどういう考えで、次期対策に当たろうとしているのかということで、何項目か聞きたいと考えております。

(1)では、市町村として、本制度によってどのような農地を守っていききたいと思っているのか。今までだったら、市町村も集落協定から申請があれば全部の農地を守ることだったかもしれませんが、これだけ人が減ってくる中で、耕作が継続される見込みがある農地を守っていくのか。それとも条件の良いような農地は、耕作の有無に限らず守っていききたいのか。市町村としては、どういう農地を本当に守ろうとしているのかというところも、しっかり把握しておきたいと考えております。なぜ、それを回答したのかというようなことも捉えていききたいと考えています。

あと、(3)では、前回の第三者委員会の中間年評価のときも言っておりますけれども、小規模協定の廃止というのが課題の一つになっている中で、小規模協定が今後も活動を継続していくためには、どういうことをしなければいけないのか。小さな協定もその集落の中ではしっかり農地の保全ができておりましたが、そういう協定が活動を続けていくために、どういうことをする必要はあるのか。どういう支援が必要なのか、というところを聞きたいと考えています。

7ページになりますけれども、(4)では、集落協定が今後10年、共同活動を継続するために、最低限どの程度の面積と参加農家数が必要なのか。この制度、面積でいえば団地、1ヘクタールの農地のまとまりが必要になっていますけれども、本当にそういう一番最小の単位を、これからも守り切れるのかどうか、というようなところも含めて、市町村としてどういう考えでいるのか、というのを把握していききたいと。

(5)は、これは8割の市町村から事務負担がもう大変なんだ、何とかして欲しいということを要望されていますけれども、その多くが集落協定の事務の支援もしています。集落協定側も市町村に対して、事務の支援を何とかして欲しいという要望があるんですけれども、これからも市町村の担当者も減っていく中で、事務の支援できるのか。今後どうし

ていきたいと考えているのか、というようなどころもしっかり把握して、次の対策に活かしていきたいと思っております。

最後に、集落協定は、農地を保全するという集落協定本来の活動だけでなく、地域の生活支援等も含めて、このコミュニティによっていろいろな活動が行われています。鳥獣害対策も含めて、そういう活動がしっかり行われてきているんですけども、今後はこれまでと同様に、そういう活動を行うことが困難になるであろうと考えています。そういう中で、どうやって共同活動を継続していくのか、どのような体制を作って、こういう共同活動を継続させていくのか、というところを聞きたいと考えております。

これらをもって、次期対策の具体化を図っていこうという意図でございます。

まずこれが資料1、次期対策の評価の内容になります。

議題の二つ目の中山間地域の制度をめぐる事情ということで、資料2を御覧ください。これまでも、昨年10月のこの委員会で、中山間地域直接支払制度をめぐる事情を御説明させていただきましたけれども、今回の資料は中間年評価の結果も取り入れたほか、いろいろ課題等を挙げている小規模協定の状況、また次期対策に向けた検討課題、検討方向というものをこの中に収録しております。

まず3ページを開いていただいて、今までこういうのを載せてなかったんですけども、この制度も来年令和6年度が終わると、25年が経過することになります。四半世紀が終わるとのことなんですけど、まず制度当初、どういう体系だったのかということで、平成12年当時の内容を入れております。

その次、4ページに現行対策、5ページ目に、制度を立ち上げるときどういう考えの下にこの制度を検討していったのか、当時の検討会の最終報告、当時の座長は京都大学の祖田修教授で、そういった方々に検討していただいたときの考え方を、参考として入れております。

では、そこから今どうなっているかというのが7ページ目になります。中山間地域等直接支払制度の実施状況ということで、この二十数年間の推移を出しております。令和4年度については、協定数は2万4,312協定ということで、前年より増加しました。これは前回も話をしていますように、市町村の頑張り働きかけで協定数が増えたり、あと地元からも自分たちも取り組んでみたいということで、新たに組み込む集落協定もあって、協定数が増えたためです。その関係で協定面積は65万6,000ヘクタールということで、令和2年度に一旦落ちて、またいつものように上昇傾向にあります。交付面積については、60万

2,000ヘクタールですけれども、令和3年度に一旦ぐっと下がりました。上のところにも書いていますけれども、この下がったのは、この制度は、その県庁所在地の勤労者の所得に比べて所得が多い方については、集落協定の中で、基幹的な役割を担う者として中核的リーダーに指定されれば、交付対象にできることにしています。これが、令和2年度に会計検査院から、この人数とかが明確になっていないということで、多数の中核的リーダーがいるというような指摘を受けまして、令和3年度に中核的リーダーの人数を明確化したため、今まで交付対象としていた方々が交付対象から外れました。ただ、協定には参加していただいていますので、協定面積としては確保できているということで、交付面積が減って、協定面積が増えているという状況になっております。

何ページか飛んでいただいて、10ページ。先ほども小規模協定の話をしましたけれども、これは集落協定の面積規模別の割合です。下のオレンジと青、5ヘクタール未満がオレンジ、5ヘクタールから10ヘクタール未満が青ですけれども、年々割合は減ってきております。集落協定の統合とかもありましたけれども、小さい協定が廃止になってきているということで、ここの割合が減っているものの、依然2万4,000協定の約6割がこの小さな協定ということになっております。こういうところがどんどん減少しているため、我々もここをどうにかしないといけないと考えているところです。

また何ページか飛んでいただいて、12ページの個別協定。個別協定については、左側の棒グラフが協定数、折れ線グラフが面積です。第2期対策以降、ずっと右肩上がりで上昇基調にあり、現在約600の個別協定が7,000ヘクタールの農地をカバーしているという状況になっております。

次のページ、13ページを御覧ください。これも昨年10月の第三者委員会でもお話をしたところですが、交付金の配分割合についてです。この制度は、共同活動にお金を使うこともできますし、耕作している者にお金を支払うということも可能にしております。赤が個人へ払う個人配分、青が共同活動の方に回っているお金です。制度が始まった当初は、個人配分が少なかったんですけれども、平成27年にここの割合が逆転しました。これは以前もお話ししてはいますが、平成25年に農地中間管理機構法が制定されまして、担い手への農地の集積・集約化を加速化していくこととなりました。その中で、担い手への農地集積を進める上で、これまで個人配分の上限額を100万円としていましたが、この100万円では農地集積するために阻害要因になっている、というような御意見もありまして、この個人配分額を平成27年に100万円から250万円に引き上げました。さらに、令和元

年度にこの250万円を500万円に引き上げたということで、個人配分の方が逆転し、さらに現在では資材高騰とか、また農業経営の環境が今まで以上に厳しくなっているということもあって、今まで共同取組活動費に充てていたものが、個人配分に回る傾向が多くなっているという状況です。

また飛んでいただいて、16ページ。これまでの委員会でも御議論いただいておりますけれども、特に右のグラフになります。加算の実施協定数の割合で、小規模の協定はなかなか加算に取り組んでいないという部分。これは令和4年度の数字ですけれども、5ヘクタール未満は8%の協定しか取り組んでいないということになっております。そもそも加算額は面積に単価を乗じた額になりますので、面積が少なければそれだけ交付金というのは当然少ない。小さい協定は人材も少ないので、なかなか地元の発意で前向きな取組というのもしないというところから、加算が活動のインセンティブとして働いていないというような実態も、こういうところから伺えると思っております。

続いて17ページの加算別の実施状況。一番取り組まれている加算は、黄色の超急傾斜加算です。加算を受けるには、体制整備単価に取り組んでいただき、集落の話し合いで、5～10年後の地域の農業や農地の将来像を、みんなで話し合ってもらって集落戦略を作成する必要があります。超急傾斜加算については、この集落戦略を作成する必要がない。あと、他の加算は全部定量的な目標を設定し、それを達成するように活動していただきますけれども、超急傾斜加算はその要件も設けていません。目標設定はするんですけれども、定量的な目標もない、集落戦略の作成もないということで、比較的小さい協定でも取り組まれているという状況になっております。

次の18ページは棚田加算になります。令和元年度に棚田地域振興法が施行されて、第5期対策からこの棚田加算というのを新たに措置したところです。右の下のグラフのように比較的順調に伸びていって、今は350協定が6,700ヘクタールで取り組んでいただいているという状況になっております。

また飛んでいただいて、21ページからがこの制度の課題又は効果の部分になります。この21ページ、第5期対策に入るときに廃止した協定は約2,000協定ありますけれども、その協定の廃止理由は高齢化や担い手不足、あとリーダーがいないという理由で止めた協定がほとんどです。それらの協定の面積規模を見ると、5ヘクタール未満なり、5～10ヘクタール未満の協定が9割を占めるというところで、小さな協定が廃止していることが分かります。

次の22ページが、廃止した集落協定を人数規模別に示したものです。面積だけで捉えるのではなく、人数で捉えた場合どうなっているか。右上のグラフは、先ほど廃止された約2,000協定に占める人数規模別の割合ですが、5人以上、10人未満の階層が一番廃止している。右下のグラフは、第4期対策最終年度である令和元年度の実施協定2万5,454協定に占める廃止した協定を人数規模別に見るとどうなっているかということで、5人とか10人未満のところが多くなっています。面積が小さく、人数も少ないところでの廃止が多くなっているという状況です。

次の23ページ。これは中間年評価でも御説明しましたがけれども、次期対策の集落協定の継続意向について、7%に廃止意向があります。ではその廃止意向のところの面積規模と人数規模を見るとどうなっているかということで、右上のグラフが面積規模ですが、やっぱり小さいところに廃止の意向がある。右下のグラフの人数規模で見ても、人数の少ないところが廃止意向の割合が高い。ということで、高齢化や担い手不足を補完して活動を継続できる体制づくりというのを、しっかりやっていかなければいけないと考えております。

次の24ページ。ここは参加者数と年齢構成ということで、人数が少ないところは規模が小さいという話は先にしましたけれども、参加者全体の年齢がどうなっているかを表したものが、右下のグラフになります。黄色の31%が70～79歳、緑の15%が80歳以上ですけれども、約5割、協定参加者の半分が70歳以上であり、本当に高齢化が進んできている。これをこのままにしていたら、活動ができなくなるのではないかと考えております。

次のページ、これも中間年評価でお示ししましたけれども、役員の年齢はどうなっているかということで、代表者も事務担当者も70歳以上というのが相当な割合を占めている。更に言えば、左下のグラフになりますけれども、次期対策の役員の目途もついていない協定も割とある。右上のグラフになりますけれども、事務委託というのはどうなっているかというのを聞くと、事務委託なんか全然されていない。ということで、こうやって協定の役員が減り、協定参加者も高齢化し、事務が課題になっている中で、事務委託というのを考える必要があるということだと思っております。

次の26ページ。ここは広域化の意向ですが、これも中間年評価で出しましたけれども、人数と面積規模で見えています。広域化の意向がないところ、ここは余りデータに優位性がないのかなとは思っていますけれども、小さいところで広域化の意向がない割合が高くなっているという状況です。

次飛んでいただいて、29ページ。個別協定の次期対策の継続意向です。先ほど個別協定

は第2期対策から右肩上がりが増えていたと言いましたけれども、今回中間年評価で次期対策の意向を聞いたところ、8%の協定で、もう高齢化や後継者がいない。管理するのが難しくなってきた、という理由で廃止したいということをおっしゃっています。ひょっとしたら、第6期対策になったら個別協定も減ってくるという状況も考えられると思っております。

次の30ページは、制度に対する要望についてです。左のグラフは集落協定が市町村に対してどんな要望をしているかということで、見てもらえば分かるんですが、事務の支援に対する要望が大変多い。真ん中のグラフは集落協定からの本制度に対する要望で、一番多いのは事務手続の要望。右のグラフは農用地の維持や集落の維持に関する要望で、どういう要望が多いかというと、担い手の確保ということで、事務も大変な中、活動する人、農地を守ってくれる人がいなくなっている、というところに対する要望が多くなっております。

次の31ページは、市町村の状況です。中間年評価のときにも言いましたけれども、市町村は少ない人数で事務をしていただいている。どういう事務が負担になっているかというと、協定書の審査や交付金の交付事務、集落等への事務の支援というのに時間を要しております。令和3年度に、これは外部に委託した調査なのですが、この制度を実施している市町村に、年間でどのぐらいの時間を要しているか、というのを聞いたところ、年間300時間この制度のために時間を要しています、ということでした。一番時間を要しているのはやっぱり事務のところで、事業計画の審査、交付金の審査や支払事務、そういったところに、この300時間のうち約6割を要していました。次に時間を要しているのが、現地確認で2割、申請前の審査、協定書の審査というところで約1割となっています。それ以外の分もありますけれども、大きいものとしては今言ったところで、事務に非常に時間を要しているということになっております。何とかそういうところを見直していかないと、市町村自体も持たないというふうを考えております。

右側、市町村からは、やっぱり事務手続を何とかして欲しいという要望が出ているところです。

33ページからは、この制度の効果について記載しておりますので、こちらはまた見ておいてください。

続いて39ページ。先ほどの部長の挨拶にもありましたけれども、中段の中間年評価における次期対策に向けた検討方向という部分。これは、中間年評価書のページ数で言えば概

要の20ページ、グラフにいろいろコメントを付けていた部分を抜き出したものです。この制度の課題について、今まで説明してきた部分をここに記載しています。

40ページ、中間年評価の時にこれも同じように出していましたけれども、これまでの第三者委員会での議論なり都道府県の第三者委員会、中間年評価の第三者委員会が出された意見をまとめているものです。

それらをまとめたものが39ページの上段。ここには今年の6月、新たな展開方向というのが官邸の本部で出されまして、また党とかでもいろいろ議論されていますけれども、これまでの第三者委員会での議論等をまとめて、次期対策の検討方向というのを要約し、まとめたものです。

人口減少・高齢化が進行して、共同活動が困難になる集落の増加が予想される。それには、共同活動を継続できる体制づくりというのが必要ではないかなと考えています。これまでは加算で何とかしようというところで行ってききましたが、加算がなかなかインセンティブにもなっていないというところもあります。まずは共同活動が継続できる体制づくりをしておかないと、農村がもたなくなるのではないかな。そのためには、多様な組織や非農業者がこの制度の共同活動へ参画していただいて、もう単一の集落協定では、この共同活動自体が困難になっているので、いろんな地域の複数の協定が手を取り合って活動を行っていくような仕組みが必要である。それによって皆が困っている、もう人手がいなくて活動ができない、農地保全活動ができないとか、そういうのを補い合う。また、共同でみんなで活動していくとか、事務が困っているのを事務組合を作るだとか、事務を委託するといった事務の一元化。そういうのを図りながら、地域が一体になって、いろいろな人たちを巻き込んで、効率的に農地保全を行う仕組みづくりをこれから第6期対策に向けてしっかり検討していく必要があるのではないかな、というふうに考えております。

これらをベースに、今後議論もしていただければなと思っております。

事務局からは、以上です。

**○図司委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、質疑の方に入ります。御意見、質問ある委員の方は挙手、あるいはウェブ参加の先生方は、挙手ボタンを押していただいたり、何かしらアクションを起こしていただければ、こちらで指名しますので、よろしくお願いします。

まず、議題1ですね、資料1にもなりますけれども、第5期対策の最終評価の実施について、こちらからまず御意見、御質問いただきたいと思っております。委員の皆さんからいかが

でしょうか。

橋口委員、お願いします。

○橋口委員 こちらの声は聞こえておりますでしょうか。

○図司委員長 大丈夫です。

○橋口委員 すみません、オンライン参加なので恐縮ですが、資料の6ページと7ページに関わるのですが、まず7ページの方から先にいきたいと思います。7ページの(4)のところについて、一つ選択という形なんですけれども、このア、イ、ウ、エ、オの後に、「現在」として空欄があります、それで「10年後」も空欄があるので、ここは具体的に市町村の方は、どのように回答されるのかなというのを教えていただきたいです。

○地域振興課長補佐(直接支払企画班) ここは、○を入れてもらうというような、何か選択をしてもらうような形を想定しております。

○橋口委員 そうすると、仮に現在は2~5ヘクタールぐらいが最低限必要だと考えているという場合には、イの2~5ヘクタール(現在)のところに○を付けて、例えば10年後ぐらいだと、もうちょっと大きくないと厳しいよなというところは、ウの5~10ヘクタール(10年後)のところに○を付けていただくイメージでしょうか。

○地域振興課長補佐(直接支払企画班) はい、そうです。

○橋口委員 なるほど、分かりました。これはテクニカルな問題なので、そのアンケートの設計は、もうちょっと工夫の余地があるのかなというふうに思いました。

それから、例えば聞き方として、もし仮に10ヘクタールぐらいが最低限ではないかとか、あるいは5ヘクタールぐらいが最低限ではないかというふうに答えを求めるとすれば、例えば5ヘクタールとか10ヘクタールとか、直接数値を入れていただくという可能性もなきにしもあらずだと思います。こちらは幅が結構持たせてあるんですけれども、特に参加農家数のところは、例えば非常に真面目に考えると、3~5名と5~10名というので、5という数字が重複しているので、例えば5名というふうに答える場合はどちらで答えるのかとかを含めて、この実際のアンケート表といいますか、ちょっと工夫の余地があるのかなと思いました。

ついでながら、余計な話かもしれませんが、参加農家数という表現は協定参加者という意味だと思うのですが、例えば各農家で、実際には作業に出られる方が一人しかいないような状態での農家というカウントと、御家族に複数人がいらっしゃって、誰か、あるいは複数の方が作業できるという状態の農家というカウントもある。仮に協定参加者数は少な

くても、御家族がいっぱいいらっしゃる世帯がいっぱいあればいいのですが、中山間地域はやっぱりそうでもない。そのあたりの、この農家数という表現と何名という表現も、もうちょっと整理できる余地があるというふうに思った次第です。これはごくごく当然の話で、余計な話だったかもしれません。

そこと少し関わりますので、6ページについて。これは意見といった形になるかもしれませんが、一番下の(3)のところは小規模協定として参加農家数10名以下、あるいは農地面積10ヘクタール未満と、これが一種の小規模協定だというような定義みたいになっています。先ほど資料2でありましたように、実際には現在は10ヘクタール未満の協定の割合が6割と、多数派になっています。そうすると、市町村によってはもっと10ヘクタール未満の協定の割合が高いところが当然あるはずで、同じ市町村の中で、多数派の協定をどうするかということの一つの回答で求められても、アのところもあればイのところもあればウのところもあるとか、なかなか回答に迷われる可能性がより高くなるのかなというふうに思いました。

一方で、先ほど説明のあった資料2のところ、5ヘクタール未満が小規模協定だというふうに記載がありました。5ヘクタール未満の廃止の割合が高かったということで、中間年評価で得られた成果と、このあたりの10ヘクタールで切るというあたりの齟齬があるのではないかなという気もいたしました。

より廃止が危惧される協定のことをどう考えるのかということであれば、例えば5ヘクタールとか5名以下とか、もうちょっと基準を下げるという考えもあり得るのではないかなというふうに思った次第です。

すみません、長くなりました。以上です。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） ありがとうございます。

6ページ、7ページのアンケートのところについては、資料用として記載しているもので、実際のアンケートフォームとはまた違う形です。そこは御理解いただきたいと思います。聞き方については、もう一度考えてみたいなと思っております。

あと、当初5ヘクタールのところを小規模協定というような位置づけで、現行の課題としては5ヘクタールという考えではいるんですけども、この制度、次期対策、5年後、またその次10年後を考えていったときに、どんどん高齢化して人が少なくなっていくということを踏まえると、5ヘクタールで切るだけではなくて、その先の10ヘクタールとかそのぐらいのところもちゃんと捉えて、どうしていくのかということも考えなければいけな

いということもあります。資料的に整理がついてないところがありましたけれども、10ヘクタールまでこれからもどんどん減っていくんじゃないかということで、10ヘクタールのところを小規模協定としております。

答えになっていないところはあるんですけども、御指摘いただいた点は分かりますので、また参考にさせていただきます。

○**図司委員長** ありがとうございます。

続いて、ほかの委員の皆さんからいかがでしょうか。

榊田委員、お願いします。

○**榊田委員** 今のお話の中で新たな質問が出たので、すみません。

実際のアンケートフォームはまた別ということなんですけれども、実際のアンケートフォームはまた後の委員会でちゃんと見られるというか、配付の前に私たちも確認ができるということでしょうか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** 特に隠すものではないので、こういうので実施していますということで、参考に送付するということは別段構いません。

○**榊田委員** それはもう今もう出せるような状況になっているのでしょうか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** この委員会で、こういう内容でいいという御承認を頂ければ、先ほども見ていただきましたけれども、6月に次の第三者委員会を開催するという流れでおります。2ページの真ん中の青い矢印の、市町村から県に1月末予定というのは、報告の期日で、道府県から国への報告の期日は3月末予定としています。6月の第三者委員会で概要を出そうと思うと、このぐらいのスケジュール感でやらないといけないということで、この委員会である程度、御承認いただければ、速やかに市町村、県の方に通知をしようかと考えているところです。

それに当たって、第三者委員の皆さんに参考送付ということは考えようかなと思っています。

○**図司委員長** 榊田委員、よろしいですか。

○**榊田委員** 願わくばなんですけれども、アンケートは聞き方次第で回答がすごい変わってくるというのもあるので、できれば配付前に実際のアンケートフォームを見たいです。この状態でこの委員会で承認と言われると、ちょっとどう答えていいかなと迷ってしまう。そう言われると、きっとそちらも困るんだと思うんですけど。こっちもちょっと困ったなという気持ちもあります。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** 我々も政策として、いろいろ問題意識を持ってやっているところもありますので、第三者委員の皆さんの意見も踏まえつつ、次期対策どうしていくかということを考えないといけない。なので、全て御意見を取り入れるということは難しいかもしれませんが、今の案の部分を後ほど御参考に送付します。頂いた意見をまた参考に、速やかに検討して、それを今度の通知に反映できるものはさせていただきたいと思います。全てを反映できるということとは言えないんですけれども、参考にさせていただきます。

○**図司委員長** ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。飯國委員、お願いします。

○**飯國委員** 次期対策のための市町村アンケートということで、今意見が出されていますが、現場を見ていると、それこそ今まで高齢化で大変だという話から、今度は人がいなくなって大変だとか、もういなくなるとはっきり言われるところがいっぱいあります。そういうところをにらんだときに、これまで農村型のRMOというんですか、そういった話も随分出ていたように思うのですが。つまり、従来型の農村の集落を基盤にした管理というのが難しくなっているため、違った組織を持ってきて、そこの中に融合してしまおうという発想ではないかと私は思っています。

それは、このアンケートのどこに反映されているのか。つまり、次期の対策の資料ということであれば、次期の対策の検討素材とか、もう少し具体化するための資料というものがいるのかなというふうに思っています。そのところは多分（6）なのかなと思うのですが、どうもあまりピタッとこない。例えば、市町村の中にそういった地域運営組織があるのかなのか。あるいはそういったところで、既に融合するような動きがあるのかなのか。あるいは今後どういうふうな形で展望ができるのか。ネックは何なのか。そういったことも聞かれてもいいのかなと思いました。

あともう一つ、続けていいですか。

○**図司委員長** どうぞ。

○**飯國委員** もう一つは、6ページの2です。どのような農地を守ろうと考えているのか。耕作条件の良し悪しや、継続の見込み等々が書いてありますが、農地を残す基準というのはこれだけでよろしいかという気がちょっとあります。例えば、集落の周りの農地は残したいとか、そういう生活面であるとか、環境面であるとか、というのはもう少しあってもいいのではないかと。農業生産条件だけでいいのかという気も少ししまして、そこは反応す

るかどうかわからないんですが、そんな視点もあってもいいのかなと思いました。

以上、2点です。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） ありがとうございます。

我々も、人がいなくなって大変だというその問題意識を持っています。だからこそ、これまでできていたことがこれからできなくなると、5年後のことだけを考えるのではなくて、10年先までちゃんと見据えたような制度にする必要がある。これまで加算を何とかすれば何とかなるということで第5期対策まで来ていたところはありませんけれども、もうそういうところの次元を過ぎてしまったのではないかというのが、我々の問題意識であります。

農村RMOというのも、単一の集落だけでは共同活動ができなくなっている。複数の集落が結びついて、一緒に手を取り合って補い合っていきましょう、という考えがベースにあるのではないかと考えております。そういう中で、実際にもう市町村もある意味支援の限界に来ています。市町村が本当にどう考えているのかというところを、ちゃんと把握する必要があります。守るべき農地は何なのか。現場としてどう考えているのかというところを把握した上で、それから先みんなでちゃんと手を取り合い、助け合いながらやらなければいけない。という政策を打つためには、農地を全部守れるのかというところをちゃんと見極めたりしないと、やっぱり有効な対策は打てないのかなと考えています。手をつなぎ合ってくださいと言いますが、もういいんだ、俺たちは交付金を貰えればいいんだというような集落もまだ大分あるのかなと思います。市町村としては、どういう思いで次期対策に臨もうとしているのかというのをしっかり見ていきたいというのが、このアンケートの思いです。

RMOにどうつながっていくのかというのは、小さな協定をどうやって守っていきますかというのが（3）にありますけれども、集落協定の統合を進めるのか、連携を進めるのかというような問いもあります。これらは、農村RMOなんかも複数の集落でまとまって活動してくださいというのが根本の考えなので、市町村としてもそういう意識を持っているのかという思いも入れて、この間を作っております。

あと、中間年評価のアンケートでもいろいろなアンケートをして把握しておりますので、先ほど詳細な分析をしていくというので幾つか例を出していますけれども、ああいった中間年評価で農村RMOの取組をどう考えるかというのを市町村にも聞いたり、どういう活動をしているのかというのを集落協定にも聞いています。そういうのも含めてしっかりク

ロス集計もしながら、この結果も踏まえながら次期対策に活かしていきたいと考えております。中間年評価のときにしっかり把握し切れてなかったものを、この最終評価の市町村のアンケートで補完していきたいということでもあります。

御理解いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

**○飯國委員** これまでの農業者が集まって広域化するとか組織化するといった流れはあると思うのですが、先ほどの農村RMOといった場合に、農村RMOは多分農業者ではない人たちが随分入っている。そうすると、農地の利用の仕方も変わる可能性があるんですね。そこでどう農地を守ってもらうかといったときに、もう今までどおりとは違う農地との向き合い方とか、サポートの仕方というのも生まれてくるのではないかというふうに思います。

ですから、どんな農村RMOがあるのか、地域組織があるのか、そこにどんな可能性があるのかということを探らないと、なかなか設計には至らないかなというふうに思います。農業ベース、所有者ベースの発想からちょっとずらして考えないと、カバーできないかなというふうに思いますので、もし検討される余地があればお願いしたいなと思いました。

**○図司委員長** ありがとうございます。

今の飯國委員のお話に絡めば、アンケートの質問項目の1に、市町村における中山間地域の農業・農村振興対策とありますが、これは結構全般的だと思います。直払以外のところも含めて、ここに農村RMOに関する設問なんかも入ってきますでしょうか。そこについては、事務局として想定されていますか。

**○地域振興課長補佐（直接支払企画班）** 資料では回答項目を省略しておりますが、RMO的な活動の回答肢も入れてあります。生活支援活動を今後していくのか。また地域の活動をサポートする組織や人材を確保していきますかとか。そういうような回答肢も入れております。

**○図司委員長** そうなると、1について、少し分かりやすく設問を書いておいた方がいいかもしれないですかね。直払そのものよりも、もう少し広い範囲で問うているというところですね。2以降は、直払をある程度意識した設問になってくると思うので、そこは設計のところで何かちょっと分かりやすく添えておいた方が、回答される実際の方も対応されやすいかなというふうに、今のお話を伺って思いました。これは私から添えておきたいと思います。

それでは、原委員、星野委員、いかがでしょうか、もし議題1の方で御意見ありました

ら頂きたいと思いますが。

○原委員 では、お先にです。

昨日、一昨日と札幌に行ってまして、北大さんとスタートアップの事業の相談に行ったのですが、北大さん、基礎自治体が北海道の中に百四十幾つかあって、相当直に会っている話をされていますが、彼らの要望は、北大の卒業生が東京に行って帰って来ないみたいなことから、諸般の話がありました。

それで、北大さんとの話はいろいろあったのですが、それを踏まえて実はその後、スタートアップの協議会のリーダーさんに会いました。これがすごい若者ぞろいで、元気もいい。この人と北大の先生方との付き合いって、ほとんどなさそうだなと。これは大学を舞台にした話ですが、この若者はどうかというと、すごく社会課題に向き合いたいとか、貢献心が極めて旺盛な人。この方々とかなり磨き上げたシーズを持った先生方とが、もっと接点を持ったら面白いことになるのではないかと思います。

そう考えると、中山間地域の農地を保全するとか、地域を守ろうというところに、このアンケートでいいなと思っているのは、「学生等と非農業者との連携」という点。これを1番目の質問で10年後どうですかとまで聞いている以上、もっと先まで見据えると、若手にこの活動が目指すことは、農地保全のみならずということを直に伝えるような関係性を学生さんと作ることがすごく大事になってくるのではないか。ちょっと長くなりましたけれども、そんなふうに思いました。何とかそこを、市町村の方にも分かってもらえるようなアンケートの設計でもいいかなと思った次第です。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 正しく今おっしゃられたとおりで、このアンケートは、市町村の担当者がどう考えているかというところを聞こうと思っております。資料2の39ページにも入れていますが、多様な組織や非農業者等の共同活動への参画というように、もう農業者だけではこの共同活動が継続できなくなっています。地域のいろいろな発意でNPO法人であり企業であり、学生、そういった方々を活動に呼び込むような支援をしていかないと、もう活動もできなければ、農村の活力もなくなっていくため、そういう仕組みづくりが必要だということを考えております。

○関司委員長 ありがとうございます。

星野委員、コメントございますか。よろしいですか。

○星野委員 どうもありがとうございます。

一つ感じましたのは、今回の次期対策の見直しというところで、アンケートも取られる

ということですが、基本的には現行の制度を余り大きく変えない、マイナーチェンジ的な対応を想定されている印象を受けました。

ただ、御説明いただきましたように、組織の持続性が極めてよろしくないというような状況で、今後長期的に見ますと、どんどん縮小、後退せざるを得ない。そういう限界に来ているんじゃないかと思います。このため、次期対策は、今までのマイナーチェンジとは違うスタイルで、大きな変革が求められていると思いますし、アンケートでもそこまで踏み込んで聞いてもらいたいと思った次第です。

すみません、まとまりのないコメントになりましたけれども。

○**図司委員長** ありがとうございます。

事務局からよろしいですか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** ありがとうございます。

まだ次期対策の具体的な仕組み、設計というところまでは行っていないのですが、39ページに書いているような、共同活動が継続できる体制づくりをするためには、多様な組織や非農業者が共同活動に参画すること。あと、今まで集落協定の統合や広域化というのを進めてきたのですが、もうそれもなかなか進まない。このような中で、みんなが困っている事務だとか共同活動の担い手がない、若者がいないというような状況下、そういうのがちゃんと継続できるような仕組みを作っていく必要がある。そのためには、協定同士の緩やかな連携を促進していく必要があると考えています。

方向性としてはそういうことで、中間年評価の時もまとめておりますけれども、それらを要約すると、この39ページの枠内に記載しているような方向性で、検討を進めていくということだと思っております。

○**星野委員** ありがとうございます。

今、井上さんが御説明されたみたいに、緩やかな連携というのは非常に有効なスタイルで、いい提案だと思います。

あともう一つは、小さな集落協定に対する独自の支援策について、先ほど根本的に違う構成も考えなければいけないというふうに申しましたけれど。今御説明のあったような方向での改善というのは、なかなか有効で、やらなければならないことだと思っております。

ありがとうございました。

○**図司委員長** では、追加して、部長の方からお願いします。

○**農村政策部長** 農村政策部長の佐藤です。先ほど戻らせていただきました。

今、星野先生がおっしゃった後段の、本当はもっと大きな見直しが必要なのではないかという点に関しましては、我々も問題意識としては持っております。今、基本法の改正という方向で対応しておりまして、仮に基本法の改正がなされた後は、また基本計画を策定していくというようなプロセスになってくると思います。そういった段階で、この中山間地域等直接支払制度だけで考えられる話ではありませんので、当省の施策全体、そして中山間地域農業、あるいは農村全体をどうしていくのかという議論になりますので、もう少し時間を掛けてやっていきたいなど、思っているところでございます。

○星野委員 ありがとうございます。

○図司委員長 ありがとうございます。

最後、私も1点だけ、委員の皆さんからのお話に重ねるところがありますが、先ほど議論になったアンケート項目の2の(3)や、橋口委員からお話があった小規模協定の位置づけのところですか。中間年評価のアンケートの結果からも、もう担い手とリーダーがいなくて大変だという話になっているところを考えると、思い切って担い手とリーダーがいな協定に関して、次期5年間でどう考えますか、みたいなことをストレートに聞いてみてはどうか。そういう聞き方をしているかどうかは事務局に御判断を任せますけれども、それぐらいの問いかけをした方が、リアルに答えてもらえるかなというふうに思いました。

その中に、原委員から先ほどお話があった若い人達の動きとか、ある意味で移住者や田園回帰みたいな動きもとらまえてみたいなことも選択肢に入れていくとか。多分2の(3)のイとか、その辺にそういうニュアンスも入っているような気がしますが、もうちょっと幅広に、外側の動きも視野に入っているかどうか分かるような選択肢も入れておくと、次期対策の制度設計に、少し参考になるような答えが返ってくるのではないかと思います。どうしても噛んで含めて遠回しにすると、なかなかこちらのニュアンスが伝わりにくいようなところがあると思います。いろんな事情があると思うので、余りストレートに聞きにくいところもあるかもしれませんが、その辺が多分2の(1)も、言ってしまうとアは全部守る、イは取りあえず続けるところは守る、ウは良いところは全て守る、エは良いところを絞って守るとか、多分そういう話だと思います。なので、何かその辺の違いがストレートに分かって、こっちだなみたいなことで、答えてもらえるような選択肢として見える形にした方が、担当者の皆さんもある意味で次期対策に向けてのモチベーションを上げていただくというところも大事かと思っておりますので、委員の皆さんからの議論を踏まえて、私から添えておきたいと思っております。リプライは構いません、後で下さい。

続いて議題2ですね、令和4年度の実施状況等直払制度に関する事情について、全般の話も含めてもう既に議論出ていますけれども、議題1に通して追加でコメントなり御質問ある方がいらっしゃいましたら、引き続き挙手いただければと思います。いかがでしょうか。

榊田委員、いかがですか。さっきは大分短かったようなので、差し支えなければ。

○榊田委員 すみません、事前説明のときにいろいろお願いしたことを結構活かしていただいたので、ちょっと納得はしていたのですが、1点だけ。ちょっとこれはどうなのかなと思ったのが、25ページの協定事務の委託先で、一番多いのは事務組合ですけれども、2番目に多いのはその他の18%になっていますが、このその他の内訳はどんな感じになっているのかなというのをお聞きしたいです。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 前回の第三者委員会の中間年評価の資料の48ページに付けています。その他の内訳は、市町村の再生協議会だとか、市町村公社だとか、住民組織とか農業法人とか、そういうところに委託しているという状況になっております。

○榊田委員 ありがとうございます。

○関司委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんからいかがでしょうか。まだ時間はありますので、遠慮はしていただかなくても大丈夫です。ハンドリングしますので。

どうぞ、飯國委員。

○飯國委員 市町村の業務負担が大変だということで、2割ぐらいとおっしゃっていましたが、現地確認に関してドローンみたいなのも適用する、しないという議論が進んでいるのではないかと思います。多面的機能支払の方も導入されていて、そこからドローンを提供するという話も聞いていますが、多面的機能支払から入った場合はドローンは多面的機能支払だけに使ってねといった附帯条件があるような話も聞いたりしています。ちょっと実態がよく分からないのですが、そこら辺の現状の可能性、そういったものをお聞かせいただければと思います。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 現地確認ですよ。現地確認については、衛星写真というか衛星画像というか、人工衛星等を使った確認方法をできるようにしております。

○飯國委員 随分進んでるんですかということです。

○地域振興課長補佐（直接支払業務班） 補足させていただきます。地域振興課の高橋と

申します。

御質問の件ですけれども、やはり現地ではまだまだ実際に現地調査を行っているところが、我々もいろいろとお伺いしている中ではほとんどです。我々も制度上はドローンであったりだとか、衛星画像であったりだとか、こういったものを是非活用していただいて、負担軽減を図ることができますよということを御案内させていただいております。ただ、なかなか現場の方がまだそういった選択をされていないという状況でございます。

**○飯國委員** ドローンは多分現地確認だけではなくて、地域計画とかそういったことに大いに利用できる手法だと思います。その人材育成がなかなかまだついていないところもあると思います。ちょっともう少し大きなスパンでそういうものを積極的に入れて、結果として事務の省力化とともに、そこから地域計画へも結びつくようなシナリオがあってもいいかなというふうに思いました。

**○関司委員長** ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

私から1点、少しコメントしたいと思います。資料2の39ページです。次期対策の検討方向の青囲みのところで、先ほどからも議論しているように、多様な組織や非農業者等の共同活動への参画が必要だと。市町村へのアンケートのところも最後の(6)のところでそのニュアンスをくんでいただいていると思うのですが、私の感覚だと、必要性は分かっているのですが、誰が音頭を取るのかみたいな、何かその段階かなという気がします。先ほど中間年評価のアンケートでも、市町村の担当職員の負担感がかなり出ているというところを考えると、そこに輪をかけてこのコーディネーションまでは、多分やれないのではないかと。ということを考えると、これはアンケートに反映するかどうかということにもなるのですが、例えば誰がやるかみたいな問いかけをする。農政なり中山間直弘の担当者なのか。農業の部署の全体でやるのか。それとも役場のほかの部署と横断で一緒にやるのか。あるいは地域の中の間支援組織と組んでやるのかなど。誰が組んでやれそうかとか、やるのがいいと思っているのかみたいなところを、聞いてみた方がいいかなという気がします。これまで多様な主体があって、原委員からも先ほどありましたけれども、そういうことは、それなりにメッセージは送っている気がするのですが、なかなかそこが動きにくくなっているのは、なぜなのかみたいなところを聞いた方が、もしかすると次期対策のことを考えると、少し運用のところも見えてきやすくなるかなということは気になりました。その辺は事務局、どうでしょうか。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） アンケートの項目に入れる、入れないのところは、大変申し訳ないのですが、さておいて。実際問題、市町村の負担をこれ以上増やすというのは我々もどうなのかと考えつつ、音頭を取っていく者というのが本当に地域の中にいなくなっている。リーダーがいなくても続けられないという現状がありますので、ここをどうしていくのかというのは、本当になかなかいい仕組みがない。中間支援組織というか、伴走支援の組織も作ってほしいと思うと、そこは時間が掛かる。6期対策はもう待たないで、すぐ令和7年度から始まりますので、なかなか良い知恵が浮かんでいない。いい答えにはならないんですが、そういうことです。

○図司委員長 ありがとうございます。

今日の議論の中で、飯國委員からもありましたけれども、多分この制度の中でどこまで設計するのか、フォローするのか。生源寺先生もよく言われていますけれども、中山間直払だけで回る話ではない。なので、やっぱりほかの制度なり、場合によっては農村政策全般から他省庁の話も含めて、どういうふうに横で連携を取りながら、この直払のピン止めとして、役割を持っていくのかみたいところを、少し意識しておいた方がいいのだろうと思います。

当然、制度の中でいろいろなことをやれば、それに越したことはないと思いますが、その対象なり、動かせるマネジメント能力みたいところもそれなりに制約があると思います。なので、その辺は、次期対策を考える上でも、ある程度意識しながら考えた方がいいのではないかなということを個人的には思ったため、今の問いかけをさせていただきました。

事務局からのリプライに関しては、私もそこは全く理解しているところです。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか、委員の皆さん。

○原委員 それでは、ちょっと余談で、皆さん御存じだと思うのですが、地方の方だと知らないよという状態かもしれませんので。TCFD、TNFDの開示の時間軸が確定してまして、カーボン関係はもう経済活動というか、お金の換算しているレベルになっています。いま現在でも、企業の活動で、カーボンオフセットの報告を統合報告書に、翌年度には、50万トンCO<sub>2</sub>を出していたけれども、45万トンは再エネで処理して、5万トンは自然由来のところオフセットしましたみたいな開示を企業が始めている。また2024年から2026年にかけては、今度、生態系というかネイチャーへの対策の開示も加速化します。ま

だこれはお金の面での枠組みができていませんけれども、水ストレスを始めとした農林水産業界の課題に、企業がこの2024年～2026年で一気に近づいてくる。逆に言うとチャンスでもあると思っています。恐らく相当広域の集落協定に、例えば1万トン分何とかできませんかみたいな、しかもマザー工場のある何々県にお願い、打診するみたいな話が私は出てきそうな気がしています。逆に来るように仕向けて、本末転倒になってはいけませんけれども、農地や集落の維持のおまけとして、このCO<sub>2</sub>絡みのお金が中山間地域に落ちるようなことも、良い意味で画策すべきタイミングではないかなと思っています。

**○農村政策部長** 原委員の御指摘は全くそのとおりと我々も認識をしています。今、省の中の環境政策の部局とも話をしたりしていますし、環境省さんなんかともいろいろと御相談をしたりし始めているところです。やはりそういう観点で企業の投資を呼び込む素地は、もう中山間地域には広がっているのですが、そのときにやっぱり受け入れる側の自分たちの価値の見える化というか、そこをちゃんとやらなければいけないというふうに思います。特にそれも定性的なものは、今までも我々も言ってきましたし、もちろん多面的機能というのは学術会議の評価もありますけれども、やはり一定程度定量的に分かりやすく透明性の高い形で、中山間地域の環境面なり、その多面的機能的な価値というものを、ちゃんと評価してもらえるような、準備をしていかなければいけないなというふうには思っています。そのあたりの具体的なことは、またいろいろな方々と相談しながら検討していきたいと思っています。

**○図司委員長** ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。

先ほどの最後の原委員の話に一言だけ添えて、お終いにしたいと思います。制度設計の創設時の資料も5ページに付けていただいて、そこにWTO農業協定うんぬんとか、多面的機能の話なんかが出ておりました。やはりその背景が先ほど原委員から頂いたカーボンオフセットだったりとか、生態系みたいな話がもう前提として、かなりメジャーなところに位置づいてきたのは、やはりこの間の大きな変化だと思います。そういう意味では、基本法の見直しの議論の話を冒頭に部長からも頂きましたけれども、やはり中山間地域あるいは直弘の文脈も、今の社会情勢なり環境の変化みたいなことをとらまえながら、どういうふうに位置づいていくべきものなのか、ある意味、積極的に位置づけられるような要因というのはかなり増えたようにも思います。

やはり、先ほどお話しされた企業の方から民間の動きもかなり中山間地域の方に視野が向いたのは、私も端々実感している場面も多いです。そういう意味ではやはり、多様な主体とともに、やれるようなことを前提にしたような制度設計も、やはり入れていく必要があるのではないか。もう当事者の皆さんだけで頑張っただけ、という時代ではなくなってきたと思います。ある意味そういうのは、基本法の見直しとともに、次期対策をうまく紐付けていくような見立てというものが必要になってくるだろうと思います。星野委員からもその辺どうですかという御質問をいただいたのも、恐らくその辺を含んだ話だったのではないかなというふうに思いました。

今日は、まとめみたいな話はちょっとしきれませんが、次期対策に向けていろいろ動きが出ておりますので、引き続き委員の皆さんの御協力をいただければというふうに思います。

それでは、ちょっと時間になってしまっておりますので、これで終了ということで、事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

○地域振興課長 関司委員長、ありがとうございました。

本日はいろいろ活発な御議論いただきまして、貴重な御意見も賜りましたので、これを受けて最終評価に向けて検討してまいりたいと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

最初に御案内したとおり、次回の委員会は来年の6月頃を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これにて本日の委員会は終了いたしたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

12時00分 閉会